

## 第 2 次志摩市総合計画・後期基本計画策定方針

### 1. 計画策定の趣旨

志摩市では、市町村合併後の平成 18 年 3 月に、以降 10 年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画である（第 1 次）志摩市総合計画を策定し、その後、平成 28 年 3 月には、その先の 10 年間の基本的な方針を定める第 2 次志摩市総合計画を策定しました。

現在は、その第 2 次志摩市総合計画の前半の 5 年間を計画期間とする「前期基本計画」に基づき、市政運営を行っているところですが、この度、令和 2 年度末にその計画期間の終了を迎えるにあたり、次の 5 年間の計画である「後期基本計画」を策定することとなります。

新たな計画は、めまぐるしい環境変化を踏まえた、市民、事業者、行政が共有するまちづくりの指針として策定する必要があります。志摩市人口ビジョンが描く人口減少・超高齢化への対応や、平成 30 年度に志摩市が SDG s 未来都市として認定されたことも踏まえ、また Society5.0（超スマート社会）といった新たな時代の流れも含め、数十年先までも見通した「持続可能なまちづくり」の連続性の視点も重要となります。そのために、現行の前期基本計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理しつつ、社会経済状況の変化や時代の流れなど、本市を取り巻く状況を十分に認識し、総合的・戦略的な視点に立ち、計画が実効性の高いものとなるように策定します。

### 2. 計画の構成と期間

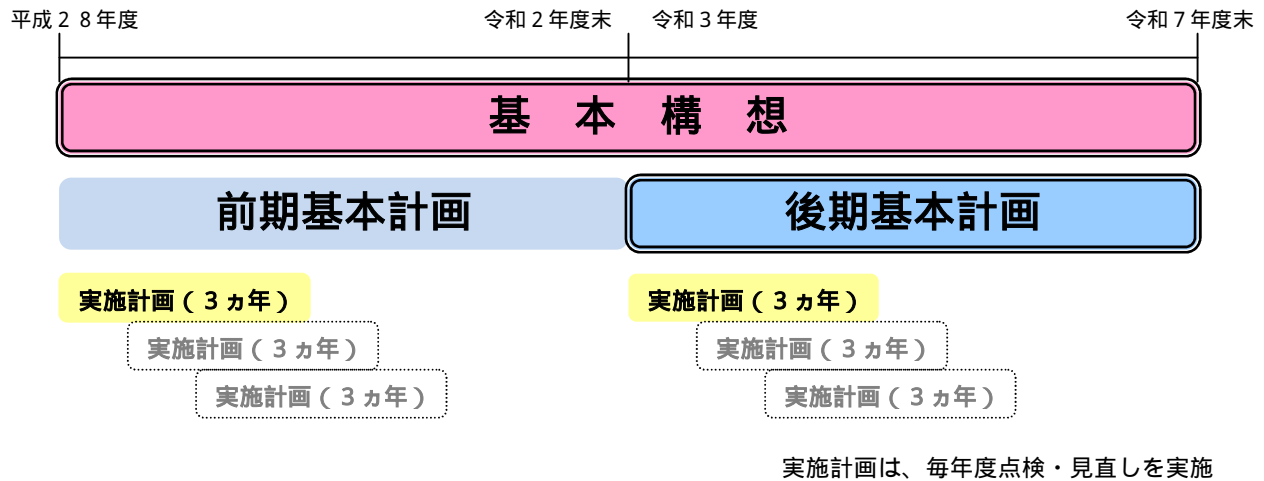
総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の 3 つから構成します。

「基本構想」…まちづくりの根本に置くべき「まちづくりの基本理念」を示し、それを基に「めざす志摩市のすがた」とそれを実現するための「まちづくりの政策」を示すものです。計画期間は、平成 28(2016)年度から 10 年間とし、目標年度を令和 7(2025)年度として定めています。

「基本計画」…基本構想に示した目標に向けて進める施策を体系的に定め、後年度の評価の指標となる目標数値を示すものです。基本構想の期間を前・後期に分け、今回策定する後期基本計画の計画期間は令和 3(2021)年度から 5 年間とし、目標年度を令和 7(2025)年度とします。

「実施計画」…基本計画に示した施策を進めるため、具体的事業の内容、事業費および実施年度を明らかにし、財政計画との整合を図るものです。計画期間は 3 年間で毎年度点検・見直しを行います。

## ～総合計画のしくみ～



### 3. 第2次総合計画・後期基本計画策定にかかる基本的な考え方

#### (1) 第2次総合計画・後期基本計画の位置づけ

- ・前期基本計画から引き続き、「持続可能なまちづくり」を目指すための経営戦略書として、また、まちの将来像の実現に向けて、自然、歴史文化、産業、人、地域活動などの多様な地域資源をまちづくり施策に適切・効果的に活かすための地域経営のデザインブックとして位置付けます。

#### (2) まちづくりの連続性の視点

- ・今後10年間のまちづくりの計画であり、現在のめまぐるしい社会情勢の変化をとらえるとともに、20年、30年先の社会情勢やまちの姿も視野に入れ、短期的・長期的な視野に立ったまちづくりを進めます。

#### (3) 協働によるまちづくりの視点

- ・市民・事業者・行政がめざすべきまちの姿を共有し、それぞれの担うべき役割の方向性を示すことにより「協働によるまちづくり」のして人に立って策定を進めます。

#### (4) 実効性の高い計画づくりの視点

- ・現行計画の評価を踏まえると共に、施策の優先性・重要度を重視し、時代の潮流に合わせた柔軟な計画づくりを進めます。また、めざすまちの将来像に向けて目標を設定し、成果・実効性を重視した計画づくりを進めます。

( 5 ) 地方創生・SDGs 推進の視点

- ・人口減少や超高齢化という課題に対応するための地方創生の取り組みを定める地方版総合戦略である「志摩市創生総合戦略」と、中長期の時間軸の違いはあるものの共通のビジョンを持って推進するものであることから、令和2年を始期とする「第2期志摩市創生総合戦略」との整合も図りながら策定を進めます。また、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを先導的に進めていく自治体である「SDGs 未来都市」に志摩市が内閣府から平成30年6月に選定され、同年8月に「志摩市 SDGs 未来都市計画」を策定し、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりを進めていることを踏まえ、SDGsの17の目標と市が取り組む各施策との関係性を整理して策定します。